コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　NIPPON CERAMIC CO.,LTD

最終更新日：2015年4月10日
日本セラミック株式会社
代表取締役社長　谷口　真一
問合せ先：IR担当執行役員　藤原　佐和子
証券コード：6929
http://www.nicera.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は「真価のある製品を社会に納め人類に貢献する」ことを経営理念とし、「ハイテクソードの創造により社会に貢献しよう」を社会的使命に掲げ、経営を推進しております。
その推進にあたり、今後も社会的責任を果たし、企業価値を向上させていくために、当社では迅速、且つ、的確な経営判断、業務執行判断を行える体制の確立を目指すと共に、取締役による業務執行状況の監督、及び監査役による適法性監査を通じ、経営のチェック機能を強化していく事で、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
谷口興産有限会社	3,783,000	14.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,540,500	13.45
日セラ興産株式会社	1,113,750	4.23
株式会社山陰合同銀行（常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	1,084,411	4.12
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,035,300	3.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,025,000	3.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY（常任代理人　株式会社みずほ銀行）	909,725	3.45
谷口　真一	776,025	2.94
TAIYO HANEI FUND,L.P.（常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	605,300	2.30
稚山　正紀	556,868	2.11

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村　康明	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村　康明	○	―――	長年弁護士をされており、法律の専門家としての幅広い知識・経験等を当社の経営全般に活かしていただきたい為であります。 また、同氏が代表する法律事務所と当社との間には取引等利害関係はございません。 以上のことから、上記理由により一般株主との利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1. 四半期決算時に取締役会とは別個に、会計監査人が監査役会に参加し、経営状況の報告、協議を行っております。
2. 監査役は稟議書、その他業務執行に関する文書を閲覧し取締役及び使用人に対してその説明を求め、一方内部監査室は内部監査結果の報告を行い、監査役及び内部監査室は協議を行いながら連携し、各事業部門の運用状況を確認していく等、実効性のある体制を進めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中尾　修治郎	税理士										○			
瀬古　智昭	弁護士										○			
池原　浩一	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中尾　修治郎		税理士法人中尾総合事務所の所長をしており、当社との顧問契約を締結し、顧問料を支払っておりますが、多額の金銭その他の財産に該当するものではありません。	税理士として多数の顧客と関与され、会社業務を客観的に判断できる能力を有しており、その専門的な知識・経験等を当社の取締役会における意思決定の適正性を確保することに活かしていただきたい為であります。
瀬古　智昭	○	鳥取あおぞら法律事務所の弁護士であり、当社より案件ごとに法律相談を行い、相談料を支払っておりますが、多額の金銭その他の財産に該当するものではありません。	公認会計士・弁護士として会計及び法律に精通されており、その専門的な知識・経験等を当社の取締役会における意思決定の適正性を確保することに活かしていただきたい為であります。
池原　浩一		―――	公認会計士として会計事務に精通され、会計財務面から会計業務を判断できる能力を有しており、その専門的な知識・経験等を当社の取締役会における意思決定の適正性を確保することに活かしていただきたい為であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の報酬は、営業利益の伸び率を基本に報酬原資の増減を行い、その原資の中で各取締役への配分を決めております。業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに当社の企業価値を向上させることを目的として、取締役に対して年額50百万円の範囲内でストッ クオプションとしての新株予約権を発行致しました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

1．新株予約権の総数

2,590個
2. 新株予約権割当対象者及びその人数並びに割当てた新株予約権の数
取締役　　5名 710個
執行役員 12名 610個
従業員　　88名 1,270個
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 259,000株
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個あたり 149,600円（1株あたり 1,496円）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

・当社の取締役に対する年間報酬額は、69百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会での協議のうえ決定しております。
なお、役員退職慰労金制度は平成24年3月29日開催の定時株主総会において廃止しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

取締役会において会社状況の伝達を行う他、重要事実の発生が見込まれる場合は、随時内容の連絡を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

毎朝行われる連絡会に、各事業部門の業務状況、問題点を協議し全社に水平展開する体制をとっております。
毎月1回開催する月次報告会において、各事業部門の月別業務状況の確認を行っております。
取締役会は、上記の連絡会、各事業部門の月次報告会告に出席し、取締役会としての付議事項がない場合でも業務執行状況を確認しております。これらの活動の中から重要な点につきましては取締役会を開催し、協議、決議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主総会で選任された自社業務に精通する取締役が取締役会で的確な経営判断を行い、また、他の取締役の監督、業務執行状況のチェックを行うことがコーポレート・ガバナンスの第一と考えており、そのため従来から取締役会、監査役会制度を採用しております。
また、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、東京証券取引所の独立役員に関する独立性基準等を参考に、専門的な知識・経験を有し、企業経営に対し客観的な助言ができる人材、幅広い識見をもって監督並びに監査を遂行できる人材など総合的な判断に基づき、選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	1. 株主総会の活性化については、近年総会終了後に会社説明会を行い、従来にも増して一般株主様に当社の現状をよりよく紹介する機会を総会にセットすることによって、総会出席者数の増加の一助となるよう工夫を行っております。 2. 株主総会では、招集通知添付資料のほか、プロジェクターを使い、視覚的効果を利用した説明も行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算、本決算の発表後に主に東京で行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、投資家向け情報を「投資家情報」としてホームページに掲載しております。 その内容は、決算情報に関しては「IR資料室」の「決算情報」および「業績、財務情報」で、また決算情報以外の適時開示資料を「お知らせ」でそれぞれご案内しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：社長室・IR担当 IR担当責任者：執行役員 藤原 佐和子	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境への姿勢については、当社ホームページ「会社情報」の「環境方針」に記載しております。
その他	お客様への取り組みは、当社ホームページ「会社情報」の「経営理念」に、また、社会全般への取り組みにつきましては、同じく「会社情報」の「ご挨拶」にそれぞれ記載しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜基本的な考え方＞
当社の経営理念及び社会的使命においては、人類社会に貢献していくことを掲げておりますとおり、これを実現していく為には、社会に認められる製品を提供し業績を上げるとともに、その業績を支えるものとして自浄能力をもった信頼される組織が必要と考えております。
その組織の実現の為に内部統制システムが重要なファクターと考え、システムの充実に努めてまいります。
＜整備状況＞
1. 当社は、株主総会で選任された自社業務に精通する取締役会で的確な経営判断を行い、また、取締役相互間の監督、業務執行状況のチェックを行うことがコーポレート・ガバナンスの第一と考え、従来からの取締役会、監査役会制度を採用しております。
2. 監査役4名のうち3名は社外監査役であります。
3. 当社は、意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、平成14年4月より執行役員制度を導入致しました。しかし、従来の当社の取締役は取締役としての監督機能と業務執行機能を兼務するものがほとんどであり、同一人が業務執行機能と監督機能を併せ持つという矛盾がありました。この矛盾を解消し取締役機能の強化を図るため、平成15年3月の定時株主総会において取締役数を従来の11名から7名に減員し（現在は7名です）、一方、執行役員を増員することに致しました。
4. 当社の取締役の任期は1年として、各取締役の活動を毎期の定時株主総会に諮ることにより取締役会としての活動の活性化を図っております。
5. 内部統制につきましては、毎朝行う事業部門長以上の連絡会において、他事業部門の状況から全社に問題点を水平展開できる体制をとっております。
また、監査役監査、公認会計士監査と併せ内部監査室においても監査役と連携し、各事業部門の運用状況を確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜基本的な考え方＞
1. 一切の反社会的勢力に対して、当社は担当部署を設けるのみならず、経営トップ以下組織一丸となって対応いたします。
2. 反社会的勢力に対しては、平素より警察及び暴力追放を推進する外部機関と連携し、排除活動に取組みます。
3. 反社会的勢力と取引は一切いたしません。当該勢力からの不当要求は拒絶します。また、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合は、即刻取引を解消いたします。
4. 反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事、刑事の両面から法的対応をとります。
5. 反社会的勢力とは裏取引及び資金提供はいたしません。
＜整備状況＞
1. 平素からの対応
（1）社長の基本方針をホームページに記載します。
（2）反社会的勢力の排除のための事務局を総務部内に置き、総務担当取締役が事務局長となって対応いたします。
（3）事務局は取締役会の指示を受け、社内においては規定作りを行い周知徹底し、社外においては警察や暴力追放を推進する外部機関の窓口として、活動いたします。
（4）事務局は反社会的勢力に関する情報を一元管理します。
（5）事業活動を通じ反社会的勢力からの何らかの働きかけや接触があった場合は、即刻事務局へ報告され、事務局は取締役会に報告し、取締役会の指示を受ける体制を取っております。
（6）事務局は警察等関係機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めます。
2. 有事の対応（不当要求への対応）
反社会的勢力からの不当要求等があった場合は、取締役会の指示のもと、警察及び暴力追放を推進する外部機関等の行政機関と連携し、事務局が中心となり対応いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりです。
コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方に基づき、当社体制において関係者に周知しており、迅速・正確・明瞭・公平に適時開示してまいります。
(1)体制
当社の情報開示に関する業務は総務部担当者が行っており、情報開示責任者として社長室・IR担当執行役員が担当しております。
決算に関わる情報や重要事項が取締役会で決議された場合は、それらの決定を受け、社長室・IR担当執行役員が開示手続きを行います。
当社は事業部門別の予算制度を実施しており、各事業部門の業務執行状況は毎月取締役を含めた各事業部門長以上が参加する月次報告会において報告されます。報告内容は各事業部門の予算実績状況、その他業務運営上の問題点、今後の活動等当該各事業部門の活動全般にわたります。
月次報告会の他、当社では毎日始業前に各事業部門長以上の参加により連絡会を開催しております。連絡会では各事業部門の事業執行状況等について、日常的に確認しあっております。
社長室・IR担当執行役員は、これら月次報告会及び連絡会に参加し情報を収集・集約のうえ、開示すべき重要な意思決定事項は取締役会へ、その他新製品のリリースなどは代表取締役の承認を経ることで開示しております。
開示に際しては、適時開示までの情報の取扱いに対しては、当社情報セキュリティ規定に従う他、インサイダー取引防止のため当社内部者取引管理規定を厳格に遵守しております。
(2)開示
決算短信、四半期報告書、有価証券報告書等、単体及び連結の会社決算情報につきましては、監査法人の監査及び指導のもと、原案を経理部にて作成し、総務部、社長室、監査役にて確認のうえ、取締役会の承認を経て開示されます。
当社は、金融商品取引所の定める適時開示規則に則り、会社情報を適時開示情報伝達システム(TDnet)にて開示する他、プレスリリース、当社ホームページ、決算説明会にて、市場参加者に公平に情報開示を行います。

